

平成30年2月1日

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の効力の一部停止について

下記の事業者について、介護保険法第77条第1項及び第115条の9第1項に基づき指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の効力の一部を停止しましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 法人名 サンスマイル株式会社 (所在地 西白河郡矢吹町)
- (2) 代表者 代表取締役 小室 敏

2 事業所名称、所在地及び処分対象となるサービス

- (1) 事業所名
 - ア 指定訪問介護事業所 サンスマイル訪問介護事業所
 - イ 指定介護予防訪問介護事業所 サンスマイル訪問介護事業所
- (2) 所在地 福島県西白河郡矢吹町田町86番地18
- (3) サービスの種類 訪問介護及び介護予防訪問介護

3 処分内容 指定の効力の一部停止 (新規利用者の受入停止3か月)

4 処分期間 平成30年2月1日から平成30年4月30日

5 処分理由

不正請求 (介護保険法第77条第1項第6号及び同法第115条の9第1項第5号)

平成28年3月から平成28年8月及び平成28年12月から平成29年3月の期間において、不正であることを認識しながら訪問介護員等の資格を有しない2名の従業者に、(介護予防)訪問介護サービスを提供させ、介護報酬を請求し受領した。